

土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、温室効果ガスの排出抑制を図り、地球温暖化防止に寄与することを目的とし、住宅用エネルギーシステムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 この告示において、補助金の対象となる住宅用エネルギーシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次のとおりとする。

- (1) V2H充放電設備のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているもの
 - イ 中古設備ではないもの
 - ウ リース設備ではないもの
- (2) 家庭用燃料電池システムのうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているもの
 - イ 中古設備ではないもの
 - ウ リース設備ではないもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象システムの購入費用及び設置に係る工事費用とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかの方法により設置する者
 - ア 住宅用太陽光発電システムと同時に、補助対象システムを設置する者
 - イ すでに住宅用太陽光発電システムが設置されている住宅の敷地内に、補助対象システムを設置する者

ウ 家庭用燃料電池システムのみを設置する者

(2) 次のいずれかの方法により設置する者

ア 市内で自ら居住する住宅の敷地内に補助対象システムを設置する者

イ 市内で自ら居住するために新築する住宅の敷地内に補助対象システムを設置する者

(3) 市税等を滞納していない者

(4) 土岐市暴力団排除条例（平成24年土岐市条例第31号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) V2H充放電設備 V2H充放電設備の価格（工事費込み・税抜き）の4分の1の額（千円未満切捨て）とし、10万円を限度とする。

(2) 家庭用燃料電池システム 家庭用燃料電池システムの価格（工事費込み・税抜き）の4分の1の額（千円未満切捨て）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、第2条各号に掲げる補助対象システムごとに、住宅1戸につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象システムの設置に係る見積書の写し

(2) 補助対象システムの設置場所及び付近の見取図

(3) 補助対象システムの仕様書

(4) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）

(5) 本人確認書類の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、土岐市住宅用エネルギーシ

ステム設置費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下げしようとするときは、土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（別記様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（状況報告書）

第9条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 交付決定者は、補助対象システムの設置が完了した日から60日を経過する日又は補助事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象システムの設置に係る契約書及び領収書の写し
- （2） 補助対象システムの保証書及び取扱説明書の写し
- （3） 補助対象システムの設置状況を把握できる写真
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において

は、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金額の確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は、前条の額の確定通知書を受けた後、土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付請求書（別記様式第8号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第13条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、その補助対象システムを補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金財産処分等承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金財産処分等承認通知書（別記様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分

に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

(現地調査等)

第15条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。